

第1回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会

次 第

令和8年3月11日(水)18時30分
於：東棟3階庁議室（オペレーションルーム）

1 開会

2 教育長挨拶

3 委員及び区側出席者紹介

4 議事

- (1) 委員長及び副委員長選出
- (2) 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会の運営について
- (3) 今後のスケジュール
- (4) 世田谷区のいじめ防止に向けた取組みと現状
- (5) 条例制定の基本的な考え方（議論の視点）
- (6) こどもの意見募集アンケート等（案）
- (7) （仮称）いじめ防止等対策推進条例素案シンポジウム（案）
- (8) その他

5 閉会

次回 令和8年4月15日（水）18時30分～

第1回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会

資料一覧

- | | |
|------|---------------------------------|
| 資料 1 | 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会委員名簿 |
| 資料 2 | 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会設置要綱 |
| 資料 3 | 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会の運営について |
| 資料 4 | 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会スケジュール（予定） |
| 資料 5 | 世田谷区のいじめ防止に向けた取組みと現状 |
| 資料 6 | 条例制定の基本的な考え方、議論の視点 |
| 資料 7 | 世田谷区議会における主な議論 |
| 資料 8 | 子どもの意見募集アンケート等（案） |
| 資料 9 | （仮称）いじめ防止等対策推進条例素案シンポジウム（案） |

関係資料一覧

○以下の資料は、世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会での検討にあたっての基礎資料として、ご活用ください。

○資料は、記載のアドレスから掲載ページをご参照ください。

○以下資料について、紙面でのご用意が必要なときは事務局にご指示ください。

【国発出資料】	
国 1	いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日） https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm
国 2	いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月14日改訂） https://www.mext.go.jp/content/20240329-mext_jidou02-000034502_006.pdf
国 3	いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂） https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf
国 4	いじめの重大化を防ぐための留意事項集（令和7年11月） https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/235b378f-fa6a-4d86-9703-7d77004d6ce6/e1c279f7/20251114_councils_ijime-judaikayoin_09.pdf
国 5	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm
国 6	政府統計の総合窓口（児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査） https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=dataset&toukei=00400304&tstat=000001112655&tclass1=000001234662&tclass2=000001234663&tclass3=000001234665
国 7	いじめ解消への取組の推移 https://edpportal.nier.go.jp/edp-bi/graph009
国 8	児童生徒の自殺が起きた時の背景調査の指針 https://www.mext.go.jp/content/20260109-mxt_jidou02-000046508-002-01.pdf

【都発出資料】	
都 1	東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年7月2日） https://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki/reiki_honbun/g101RG00004521.html
都 2	東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日） https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/houshin
都 3	いじめ総合対策【第3次】（令和7年6月26日） https://ijime.metro.tokyo.lg.jp/ijimeboushi/index.html
都 4	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/about/statistics_and_research/d/elinquency
都 5	学校と家庭・地域とのより良好な関係づくりに係るガイドライン https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2026/02/2026020204
【区発出資料】	
区 1	世田谷区子どもの権利条例（令和7年3月5日改正） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/23496/kennrizyourei.pdf
区 2	世田谷区いじめ基本方針（令和4年1月改定） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1810/ijimekihonhousin.pdf
区 3	一人一人の子どもが安心して毎日を過ごせるように～いじめ防止に向けた手引き～（令和6年3月。令和7年7月一部改訂） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1831/ijimetebiki.pdf
区 4	世田谷区教育大綱（令和5年11月） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/6056/taikou.pdf
区 5	世田谷区教育振興基本計画（令和6年度～10年度） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/10756/keikaku.pdf
区 6	せたがやインクルーシブ教育ガイドライン（令和7年3月） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1791/guidelines.pdf

☒ 7	学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革促進プラン（令和7年3月） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1830/plan1.pdf
☒ 8	世田谷区立小・中学校特別支援学級等整備計画（令和7年度～令和9年度） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1799/seibi.pdf
☒ 9	不登校支援ガイドライン（令和6年3月） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/18201/4.pdf
☒ 10	教育のあらまし「せたがや」（令和7年度） https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1832/07kyoikunoaramashi.pdf
☒ 11	せたがやホッと子どもサポート活動報告書〈令和6年度〉 https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1398/katudouhoukokusyo.pdf
☒ 12	子ども SOS 相談フォーム https://www.city.setagaya.lg.jp/documents/1979/kodomoSOS.pdf
☒ 13	世田谷区立小・中学校 https://www.city.setagaya.lg.jp/shisetsu/gakkou/category/11998.html
☒ 14	世田谷区の統計（統計書 統計表「教育」学校種別学校数・在学者数及び教職員数等） https://www.city.setagaya.lg.jp/01110/5388.html

世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会 委員名簿

委員（分野別 五十音順 敬称略）

分野	氏名	経歴等
学識経験者	藤平 敦	日本大学文理学部 教授 元国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 総括研究官 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 委員長
専門家 (学校経営)	石鍋 浩	明海大学 客員教授 元稲城市指導室長 元御成門中学校長、元全日本中学校長会生徒指導部長 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 委員
専門家 (法律)	加藤 昌子	くれたけ法律事務所 弁護士 東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員
専門家 (法律)	佐藤 香代	法律事務所たいとう 弁護士 東京弁護士会子どもの人権と少年法に関する特別委員会委員 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 副委員長
専門家 (福祉)	竹村 睦子	一般社団法人子ども・若者応援団 代表理事 社会福祉士、精神保健福祉士 都立特別支援学校外部専門員、仙台市教育委員会スクールソーシャルワーカー 世田谷区いじめ問題対策専門委員会 委員
専門家 (福祉)	西村 由紀	特定非営利活動法人メンタルケア協議会 副理事長 精神保健福祉士、公認心理師 東京都こころといのちのサポートネット（子供サポートチーム）支援員 世田谷区自殺対策協議会 委員
専門家 (心理)	松丸 未来	東京認知行動療法センター 臨床心理士・公認心理師 東京都公立学校、私立小・中高等学校、及び海外日本人学校スクールカウンセラー

第1回 世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会 出席関係者名簿

委員（五十音順 敬称略）

肩書	氏名	所属等
世田谷区立小学校 校長会代表	栗林 大輔	世田谷区立明正小学校長
世田谷区立中学校 校長会代表	本田 仁	世田谷区立東深沢中学校長

令和8年2月25日7世教指第1327号

世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 いじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等に関し、基本理念を定めるとともに、世田谷区、学校、家庭、地域その他の関係機関等との連携を高め、総合的かつ効果的にいじめ防止等の対策を推進するための条例及び支援施策について、外部委員の専門家とともに検討し、その拡充を図るため、世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 世田谷区いじめ防止等対策推進条例の策定に関すること。
- (2) 区のにじめに関するデータの取り扱い、またいじめ重大事態に対する仕組みやいじめに関する実行策に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は委員を委嘱した日から令和9年3月31日までとし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 オンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通

話をすることができる電子計算組織をいう。以下同じ。)により会議に参加した委員は、会議に出席したものとして取り扱う。

4 委員会は、原則公開とする。ただし、委員会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

5 委員会は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、及び保存するものとする。

- (1) 開催年月日
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議事の経過に関する事項

6 議事録は、公開する。ただし、世田谷区情報公開条例（平成13年3月世田谷区条例第6号）第7条各号に該当するときは、この限りでない。

(傍聴)

第7条 傍聴は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 会議の開催場所（以下「会場」という。）における会議の傍聴
- (2) オンライン会議システムを利用した会議の傍聴

2 委員会を傍聴しようとする者には、委員会が別に定める方法により、原則として会議が開催される5日前までに傍聴の申出をさせるものとする。この場合において、委員長はその者に、次に掲げる事項を届け出させるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 電子メールアドレス

3 会場における会議の傍聴の定員は、先着18名とする。ただし、委員長が必要と認めたときは、定員を変更することができる。

4 委員長は、傍聴人が会場において会議を傍聴する場合は、その者に、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 傍聴席において静粛にすることとし、委員及び説明者の発言に対して批評、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 写真、ビデオの撮影、録音及び録画をしないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機器及びパソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

5 委員長は、傍聴人がオンライン会議システムを利用して会議を傍聴する場合は、その者に、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 静粛にすることとし、委員及び説明者の発言に対して批評、オンライン会議システムの機能の使用その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 写真、ビデオの撮影、録音及び録画をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

6 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反し、会議の進行上支障があると認めるときは、その者に、会場からの退場を命ずることができる。

7 前項の規定による退場の命令は、傍聴人がオンライン会議システムを利用して会議を傍聴している場合にあつては、オンライン会議システムに係る映像及び音声の送受信を遮断する方法によって行うものとする。

8 委員長は、会議を傍聴しようとする者が明らかに議事を妨害するおそれがあると認めるときは、その者の入場を制限することができる。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又はこれらの者から、必要な資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第9条 委員会の委員（学識経験者及び専門家に限る。）への謝礼として、委員会への出席に係る報酬は1回当たり22,000円とする。ただし、委員長の報酬については、1回当たり2,200円を加算する。

2 委員会の開催前において、資料の検討・作成等のため、委員に対して意見の聴取（オンライン、書面を含む。）及びこれに類する協力を求めた場合、謝礼として1回当たり11,000円

を支払う。

3 第8条の規定により委員会へ参加した者（区職員及び教職員を除く）には、別表2に規定する1回当たり基準単価表により謝礼を支払う。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、子ども・若者部子ども・若者支援課及び学校教育部教育指導課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、学校教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月25日から施行する。

別表1（第3条関係）

学識経験者	1名
専門家（法律）	2名
専門家（福祉）	2名
専門家（心理）	1名
専門家（学校経営）	1名

別表2（第9条関係）

学識経験者	22,000円
区民	11,000円
議員	6,600円

世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会の運営について

世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）の運営に関する事項のうち、「世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）」の規定によるほか、下記のとおり取り扱う。

1 傍聴について（要綱第7条関係）

- （1）会場傍聴の定員は18名とする。ただし、委員長が必要と認めた場合、定員を変更することができる。
- （2）会場参加、オンライン視聴の両方での対応とする。
- （3）非公開とするときは、傍聴を無しとし、又、途中の場合には退出を求める。

2 議事録について（要綱第6条関係）

- （1）委員会終了後、各委員に確認をいただき、2週間後を目途に区ホームページに掲載する。
- （2）委員会が必要と認めたときは、議事録の一部又は全部を非公開とする。

3 区民等への情報提供について（要綱第6条）

- （1）区ホームページ等により、区民等への情報提供を行う。
- （2）区ホームページには、検討委員会で配付した資料、議事録等を掲載する。

[世田谷区トップページ](#) > 子ども・教育・若者支援 > 教育委員会 > 教育委員会の計画・方針・広報等 > いじめ防止に向けた取り組み > [いじめ防止等対策推進条例検討委員会](#)

4 関係者の出席（要綱第8条関係）

- （1）委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会スケジュール（予定）

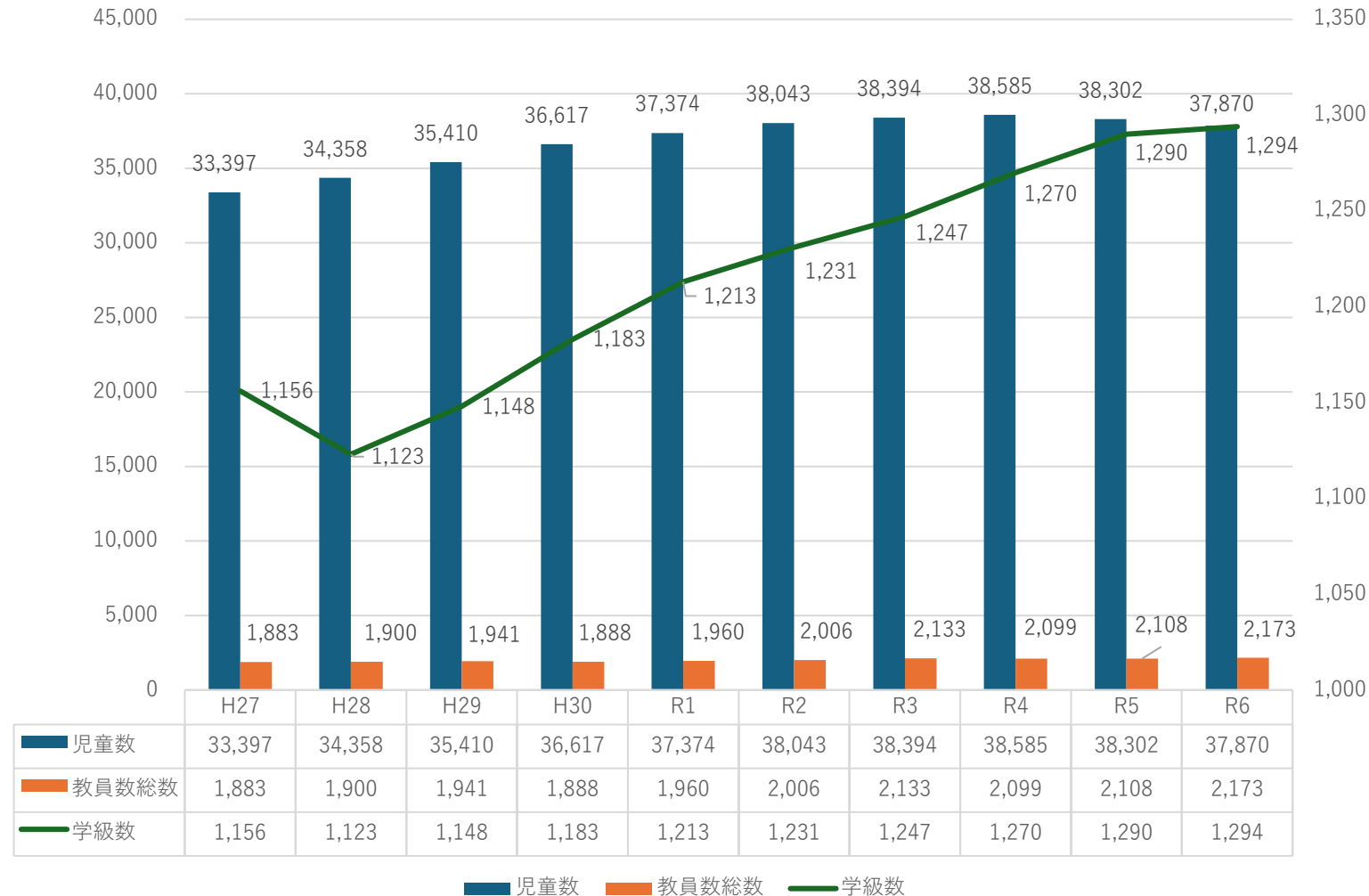
	開催日程	主な議事
第1回	3月11日（水）	条例策定スケジュール 条例検討の視点 子どもの意見募集アンケート シンポジウム
第2回	4月15日（水）	条例検討の視点 条例素案 子どもの意見募集アンケート シンポジウム
	6月～	子どもの意見募集アンケート
第3回	7月15日（水）	子どものアンケート集計結果 条例素案 シンポジウム
	9月26日（土）	シンポジウム
第4回	10月19日（月）	子どものアンケート集計結果 パブリックコメント集計結果 条例案 教育委員会への提言
第5回	11月11日（水）	条例案 教育委員会への提言
第6回	12月 7日（月）	条例案 教育委員会への提言

※各回の開催時間は18時30分～21時、開催場所は世田谷区役所庁議室（東棟3階）の予定です。

世田谷区におけるいじめ防止等に向けた取組みと現状

1 世田谷区立小・中学校の学級数及び児童・生徒数の推移

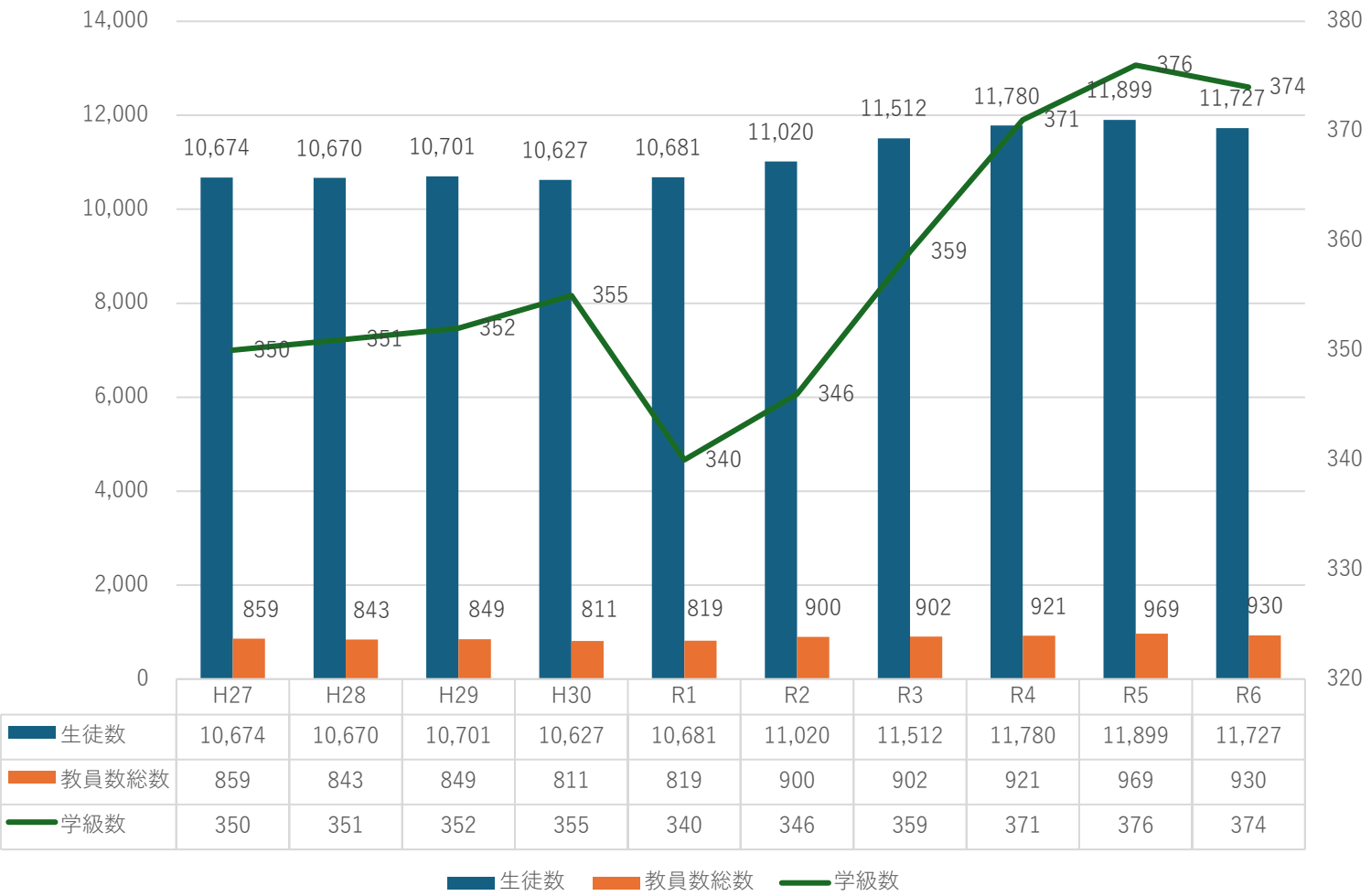
(1) 小学校の学級数及び児童数の推移



出展: 世田谷区統計書(平成27年(2015年)から令和5年(2023年)まで)及び世田谷区統計データ(令和6年(2024年))

1 世田谷区立小・中学校の学級数及び児童・生徒数の推移

(2) 中学校の学級数及び生徒数の推移



出展: 世田谷区統計書(平成27年(2015年)から令和5年(2023年)まで)及び世田谷区統計データ(令和6年(2024年))

2 世田谷区立小・中学校 直近6年間における新規採用教員数の割合

新規採用教員数の推移

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
区全体	171	134	91	115	171	191
小学校	109	89	61	70	124	126
中学校	62	45	30	45	47	65

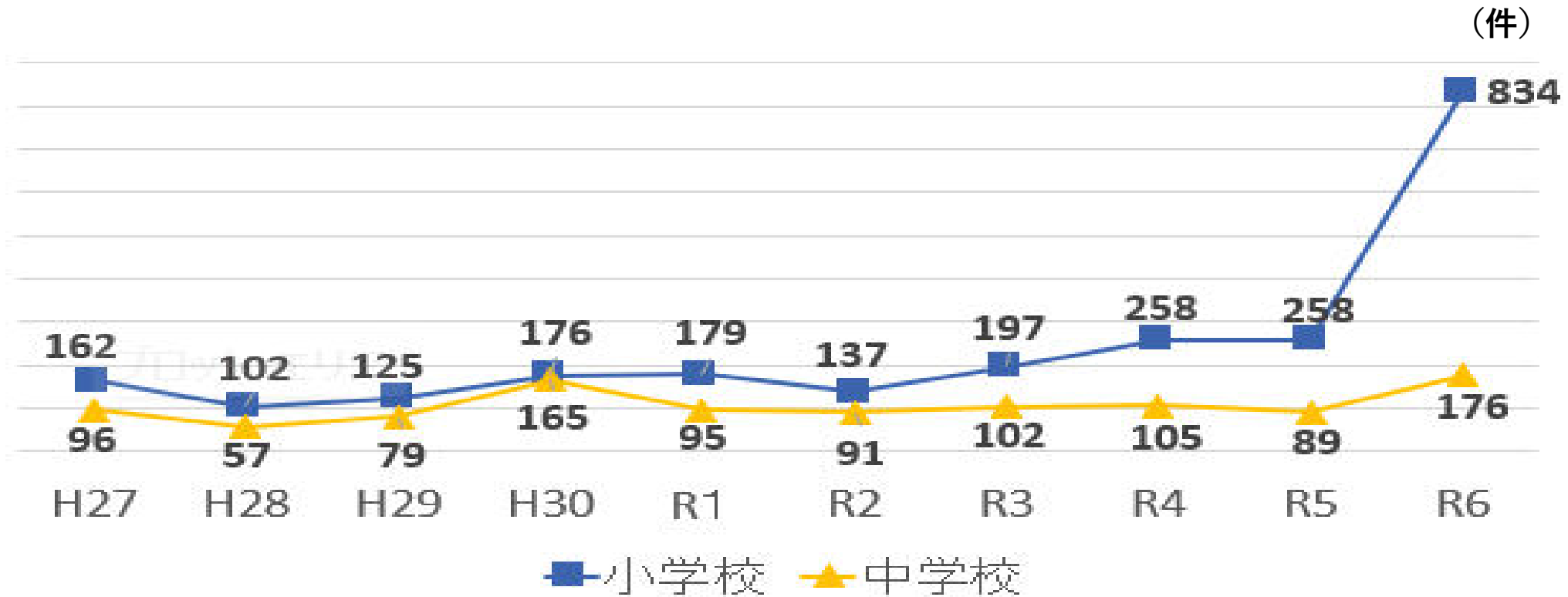
「学校・教育委員会が実践する教育の質を高める働き方改革推進プラン」（令和8年3月改定）（案）より

○教員定数に対する「直近6年間における新規採用教員数の割合」は全体で35.9%（令和7年度）となっている。

→ 教員の若年化の傾向がうかがえる。

3 世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況

(1) いじめの認知件数の推移



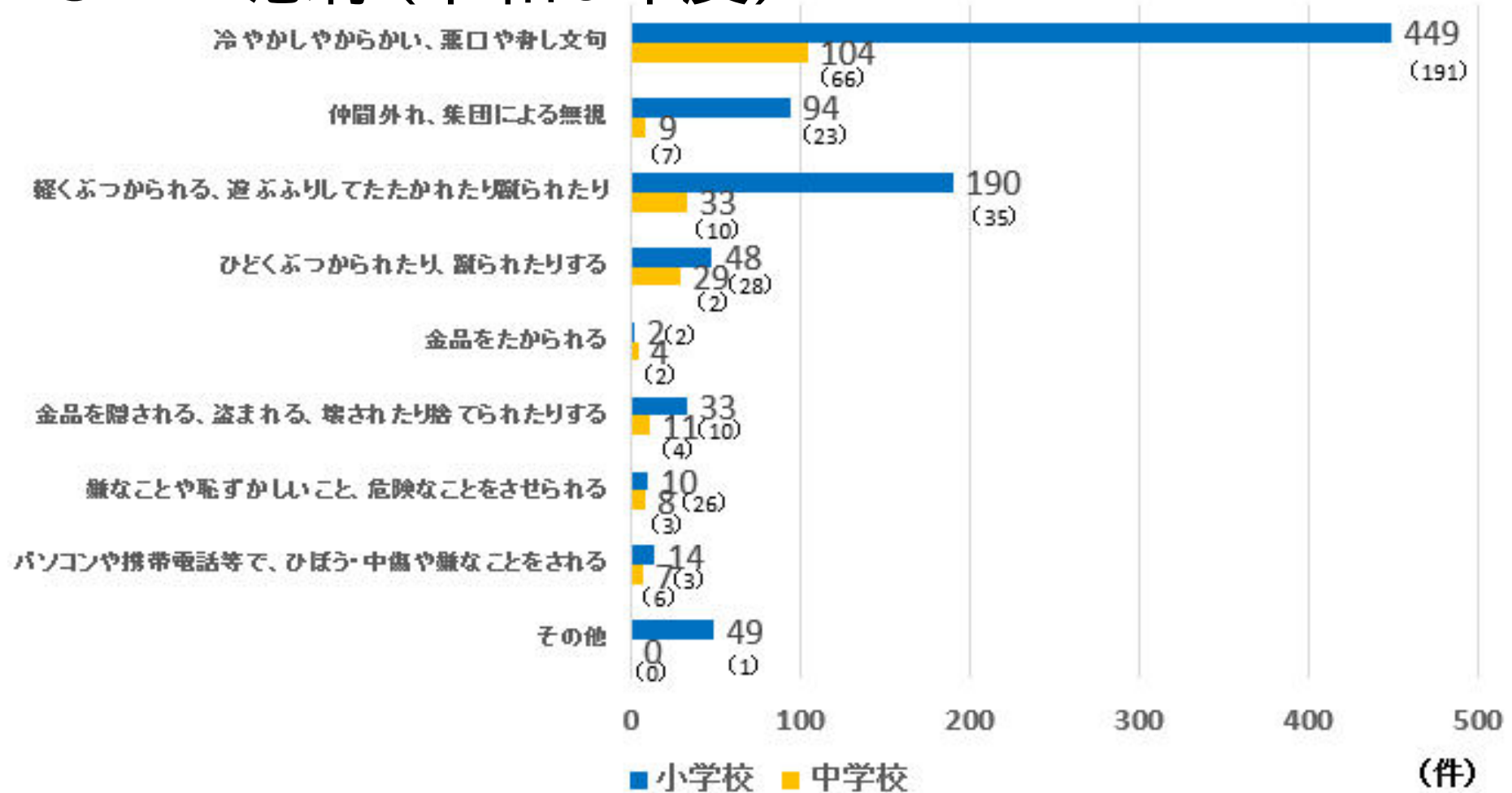
3 世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況

(2)学年別 いじめの認知件数(令和6年度)



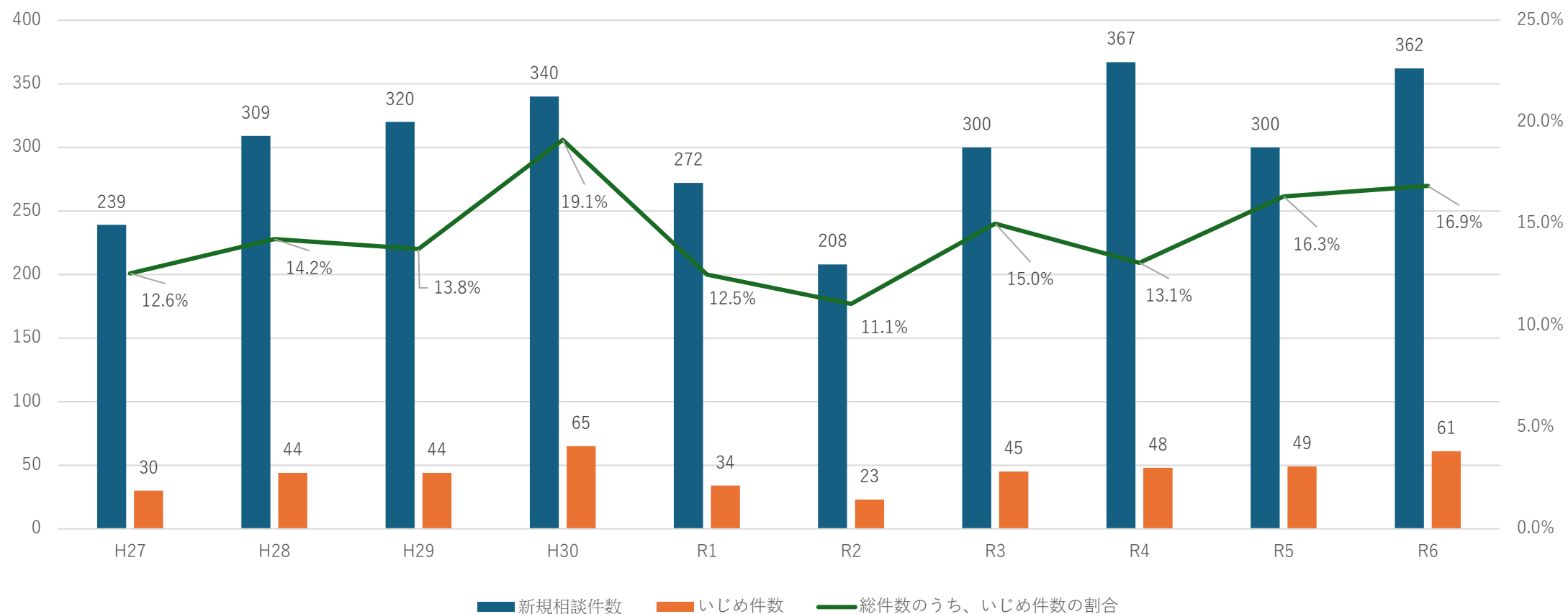
3 世田谷区立小・中学校におけるいじめの状況

(3)いじめの態様(令和6年度)



4 世田谷区子どもの権利擁護機関「せたホッと」

(1)「せたホッと」新規相談件数、相談主訴：いじめに関する件数の推移



4 世田谷区子どもの権利擁護機関「せたホツと」 (2)出前授業型「子どもの権利学習講座(保護者参観可)」 の実施について(いじめ予防授業)

「いじめ予防授業」とは・・・いじめ被害をなくすための最善の策は、いじめの被害がひどくなる前に予防をすることと考え、学校に出向き、いじめは人権侵害として絶対に許されないことを理解してもらうことを目的として、いじめについて子どもたちと一緒に考える授業です。

年度	実施校数	実施学年
令和5年度	小学校 5校	5・6年生
令和6年度	小学校 8校	4・5・6年生

5 子どもSOS相談フォーム（令和6年度状況）

○相談件数のうち、いじめが疑われる件数

小学校						中学校			(件)
1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生	合計
1	1	22	28	48	20				120
						12	12	4	28
								総計	148

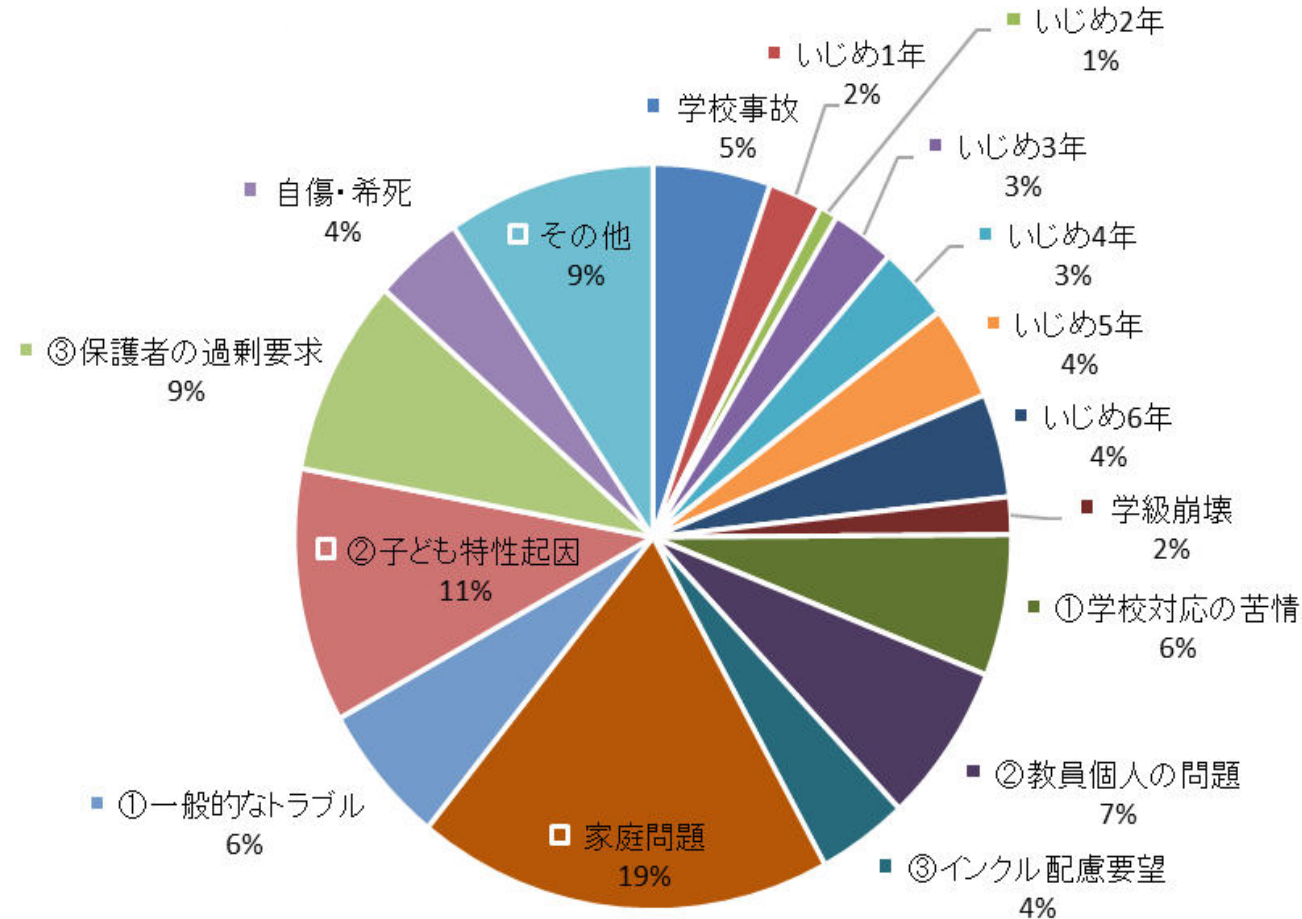
※うち、相談人数は100名

○相談したい相手として、児童・生徒が選択した対象

	担任	担任以外の先生	保健室の先生	スクールカウンセラー	教育委員会の相談員	見守り	合計
小学生	36	10	9	21	19	25	120
中学生	3	7	1	4	2	11	28

6 教育指導課への問い合わせ件数の内容、対象者等

(1) 小学校の電話受理表 事案のカテゴリー別

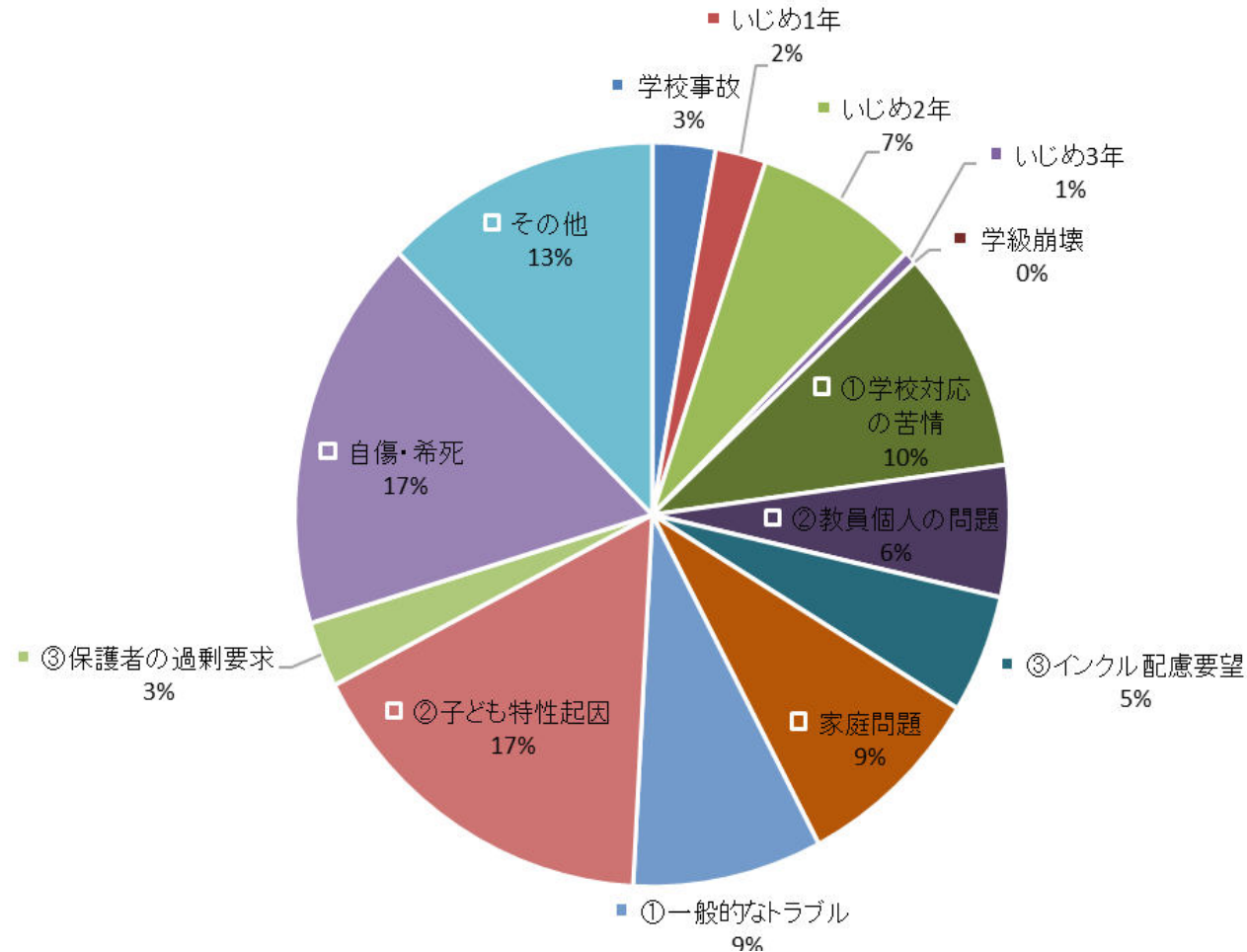


	上位5位まで 小学校	%
1	家庭の問題	19
1	いじめ(全学年トータル)	19
3	子どもの特性に起因	11
4	保護者の過剰要求	9
5	教員個人の問題	7

令和7年度分 12月5日現在 全684件

6 教育指導課への問い合わせ件数の内容、対象者等

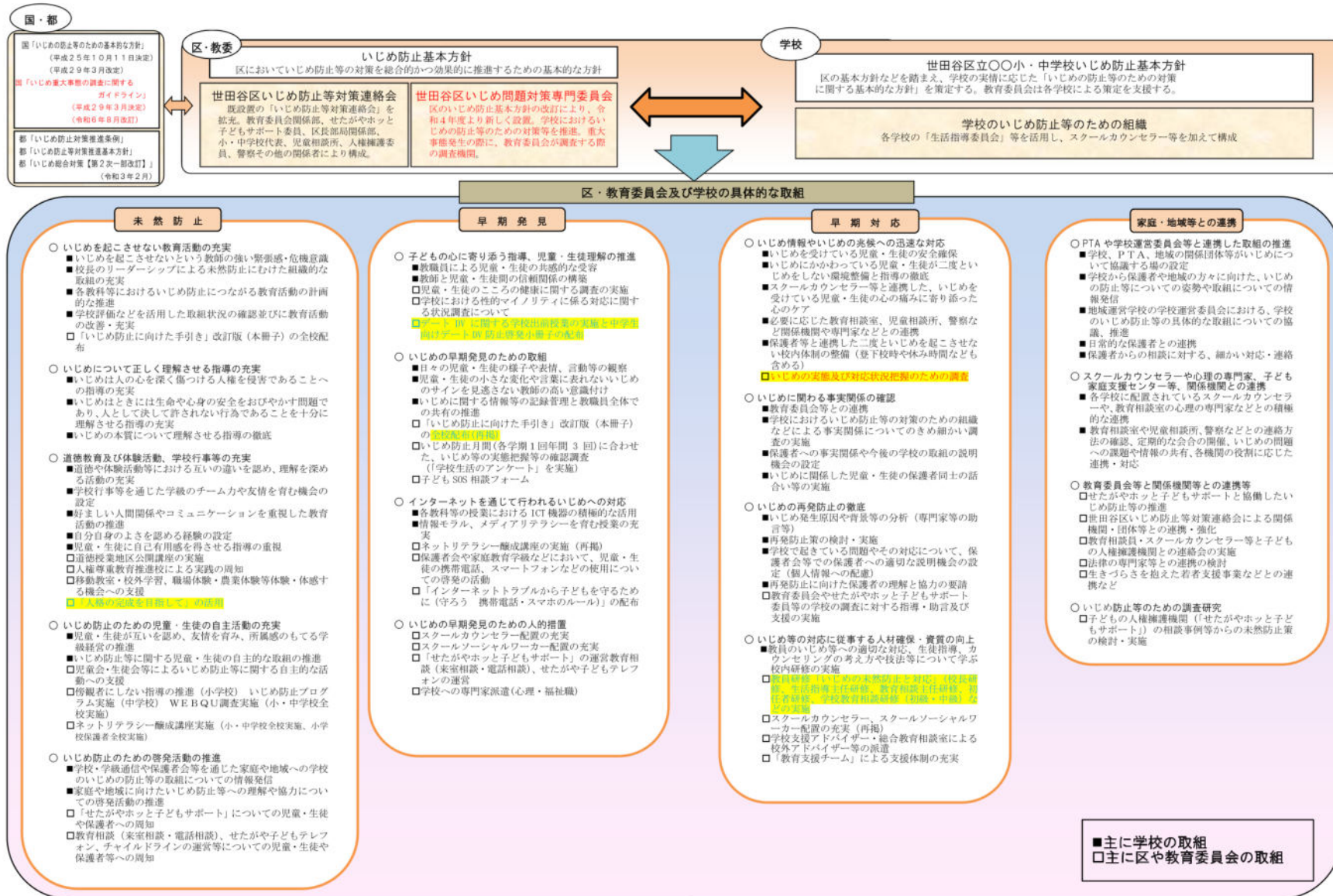
(2) 中学校の電話受理表 事案のカテゴリー別



	上位5位まで 中学校	%
1	子どもの特性に起因	17
1	自傷希死	17
3	学校対応の苦情	10
4	いじめ(全学年トータル)	10
5	教員個人の問題	9
5	家庭の問題	9

令和7年度分 12月5日現在 全429件

7 世田谷区いじめ防止等の総合的な推進(概要)



出典:「一人一人の子どもが安心して毎日を
過ごせるように～いじめ防止に向けた手引き～」
「世田谷区教育委員会」

8 各校におけるいじめ防止の取組み

いじめ防止において必ず取り組む18の項目

本ページでは、「いじめ防止の取組を推進する6点のポイント」に基づき、教員が必ず取り組む項目を18にまとめている。日常における自身のいじめ防止の取組を点検・評価し、改善を図り、対応力を高めることが大切である。

※ この18の項目は、ふれあい月間「教職員シート」(106ページ参照)に対応している。

未 未然防止 発 早期発見 対 早期対応 重 重大事態への対応

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない ＜教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知＞

①定義に基づく確実ないじめの認知

- いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実ないじめを認知しているか。

いじめの定義

- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



②対応方針・役割分担の協議

- いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議しているか。



ポイント2 教職員が一人で抱え込まず、学校組織全体で丸となって取り組む ＜「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応＞

③年3回以上の研修の実施

- 年に3回以上、いじめ防止等のための校内研修やOJT等を受け、日常の指導に生かしているか。
いじめ総合対策【第3次】下巻【実践プログラム編】等を参照
⇒34ページ

④学校いじめ対策委員会についての理解

- 「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解しているか。
学校いじめ対策委員会 いじめ防止対策において中核となる組織
あなたの学校の構成メンバー
⇒30～33ページへ

⑤基本方針の理解

- 自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解しているか。
学校いじめ防止基本方針
実効性があり、学校として確実にやり切っていくための行動計画
・基本的な考え方・組織
・年間計画
・対応の手順 等
全教職員、保護者、地域等による、いじめ防止対策の在るべき姿の共通理解
内容について自分の言葉で分かりやすく説明できるようにする。
⇒30ページへ

⑥学校いじめ対策委員会への報告

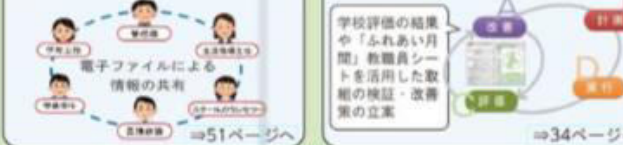
- 児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告しているか。
⇒51ページへ

⑦重大事態の定義・対応

- いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対応について理解しているか。
(1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
⇒76ページへ

⑧情報共有シートの活用

- いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有しているか。
⇒51ページへ



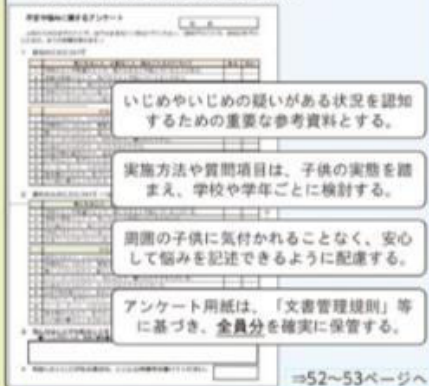
⑨学校評価の活用

- いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身や自校の取組を振り返ったり、改善を図ったりしているか。
学校評価の結果や「ふれあい月間」教職員シートを活用した取組の検証・改善策の立案
⇒34ページへ

ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す ＜学校・家庭・地域の連携による教育相談体制の充実＞

⑩児童・生徒アンケートの実施

- いじめを把握するためのアンケートを年3回以上実施し、その内容を教職員間で共有しているか。



⑪SOSの出し方に関する教育の推進

- 子供に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員に相談するよう指導しているか。
身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにする。
身近にいる大人や友達にSOSを受け止め、支援できるようにする。

DVDや動画教材等を活用した指導

いずれかの学年で年間1単位時間以上

全ての子供たちを対象とした指導

「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」

校長講話 学級指導 相談窓口一覧 配布時

年間計画に位置付け、全教職員による計画的な指導を

子供の不安や悩みを十分に聴き取る。

⇒36ページへ

出典:「いじめ総合対策【第3次】」
令和7年 東京都教育委員会

8 各校におけるいじめ防止の取組み

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする ＜自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成＞

14 いじめに関する授業等の実施

○ いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施しているか。



いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習になっているか。
自己の生き方についての考えを深める学習になっているか。 ⇒35ページへ

15 いじめを許さない指導の徹底

○ 児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導しているか。

どんな場合でも、いじめを行う方法で対処してはならない。
同じ言葉や行為でも、人によって感じ方が異なる。
相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」になる。 ⇒35ページへ

16 合意形成や意思決定の場面の設定

○ 日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定しているか。

自己指導能力、多様性等を認め合う態度の育成

授業で…

グループでの対話や協議 集団での課題解決

授業以外で…

部活動で 友達との関わりで 家庭生活で

異なる意見や考えを基に、様々な解決の方法を模索したり、折り合いを付けたりする場面を、日常的に設定する。 ⇒27～28・37ページへ

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る ＜保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞

15 基本方針の周知

○ 保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えているか。



学校ホームページへの掲載 学校便り等での周知

年度当初の保護者会で 道徳授業地区公開講座で

全ての教職員が分かりやすい言葉で説明する。
「知らせる」のみならず、「伝わる」ように ⇒40ページへ

16 保護者への対応方針の伝達

○ いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えているか。

双方の保護者に対して
「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。

その上で…

- 被害の子供の保護者に対して
子供の安全確保、心理的ストレスや不安の解消についての説明 等
- 加害の子供の保護者に対して
いじめの行為を行う背景を踏まえた指導、家庭での指導の依頼 等

互いの子供が安心して学校生活を送ることができるように ⇒67ページへ

ポイント6 社会総がかりでいじめに対峙する ＜地域住民、関係機関等との日常からの連携＞

17 地域住民、関係機関等との連携

○ 学校サポートチームや事業に応じた関係機関の役割について理解しているか。



犯罪行為への対応、少年相談、補導、地域パトロール 等 児童・生徒及び保護者への指導と相談 等

警察 児童相談所 児童福祉委員会 保護者への支援・学校と保護者のパイプ役 等

家庭状況の把握や支援 等 保護観察中の児童・生徒に対する面接の実施 等

普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを行う。 ⇒41・57～58ページへ

18 重大性が高い事案への対応

○ いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか理解しているか。



連絡・相談 警察 児童相談所 学校 助言・支援

例えば…

- プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。 → 暴行（刑法第208条）
- 教科書等の所持品を盗む。 → 窃盗（刑法第235条）
- 「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。 → 脅迫（刑法第222条）

被害の子供の安全を確保し、加害の子供の更生を図る。 ⇒68・81ページへ

出典:「いじめ総合対策【第3次】」
 ≪令和7年 東京都教育委員会≫

9 いじめ防止に向けた教員研修

<教育委員会>

- 小・中学校の生活指導主任を対象とする研修にて、いじめの防止や対応に関する研修を毎年実施している。
- 校長(管理職)対象の研修は実施していない。

<学校>

- いじめ防止対策推進法第18条第2項の趣旨を踏まえ、都内全公立学校では、年間3回以上の校内研修を実施している。このうち1回は、「いじめの重大事態」について扱うこととしている。

10 いじめの4層構造(傍観者の定義)

資料 5

「いじめを予防するための授業の工夫」教員用リーフレット

いじめ 許さない 見逃さない

いじめを「傍観している子」から、
「制止グループ」が生まれる学級づくり



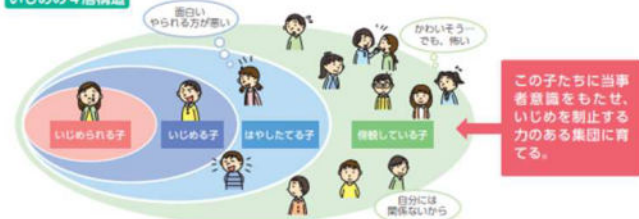
いじめは、「どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも」起こりうる、子どもたちにとって最も身近で深刻な問題です。

平成29年3月に文部科学省が改定した「いじめの防止等のための基本的な方針」では、「傍観者にならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとする、いじめを止めるための行動をとる重要性を理解するよう促すとともに、主体的な態度を育成する指導を行う。」ことが新たに盛り込まれました。

これまで、いじめ防止については、いじめをしている児童及びいじめられている児童への対応が中心でしたが、改定を踏まえ、傍観している子たちの存在に着目し、いじめに正面から向き合い、自ら考え、行動できるようにするための指導のポイントや取組例をまとめました。

*「傍観している子」に着目

いじめの4層構造



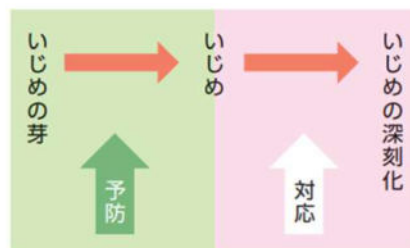
いじめの継続や深刻化には、「いじめ手」と「いじめられる子」以外の「はやしたてる子」や「傍観している子」が大きく影響しています。いじめの継続や深刻化することを防ぐためには、傍観している子の中から、制止グループが現れることが必要です。

28

*いじめを深刻化させない学級づくり

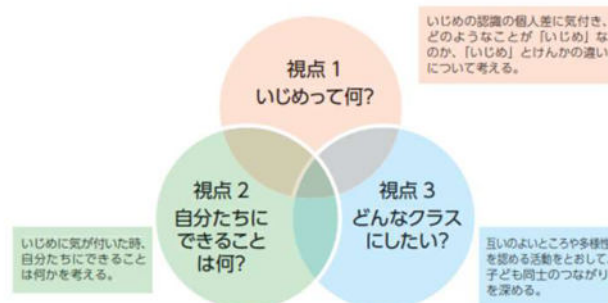
いじめは、「いじめの芽」から始まります。「いじめの芽」はどの学級にも起こり得ます。「いじめの芽」が「いじめ」にエスカレートしない学級、いじめを深刻化させない学級をめざすことが大切です。本授業は、「いじめ」にエスカレートしないための予防をねらいとしています。

また、「違い」があってよいことを徹底することも大切な要素となります。



*授業づくりの視点

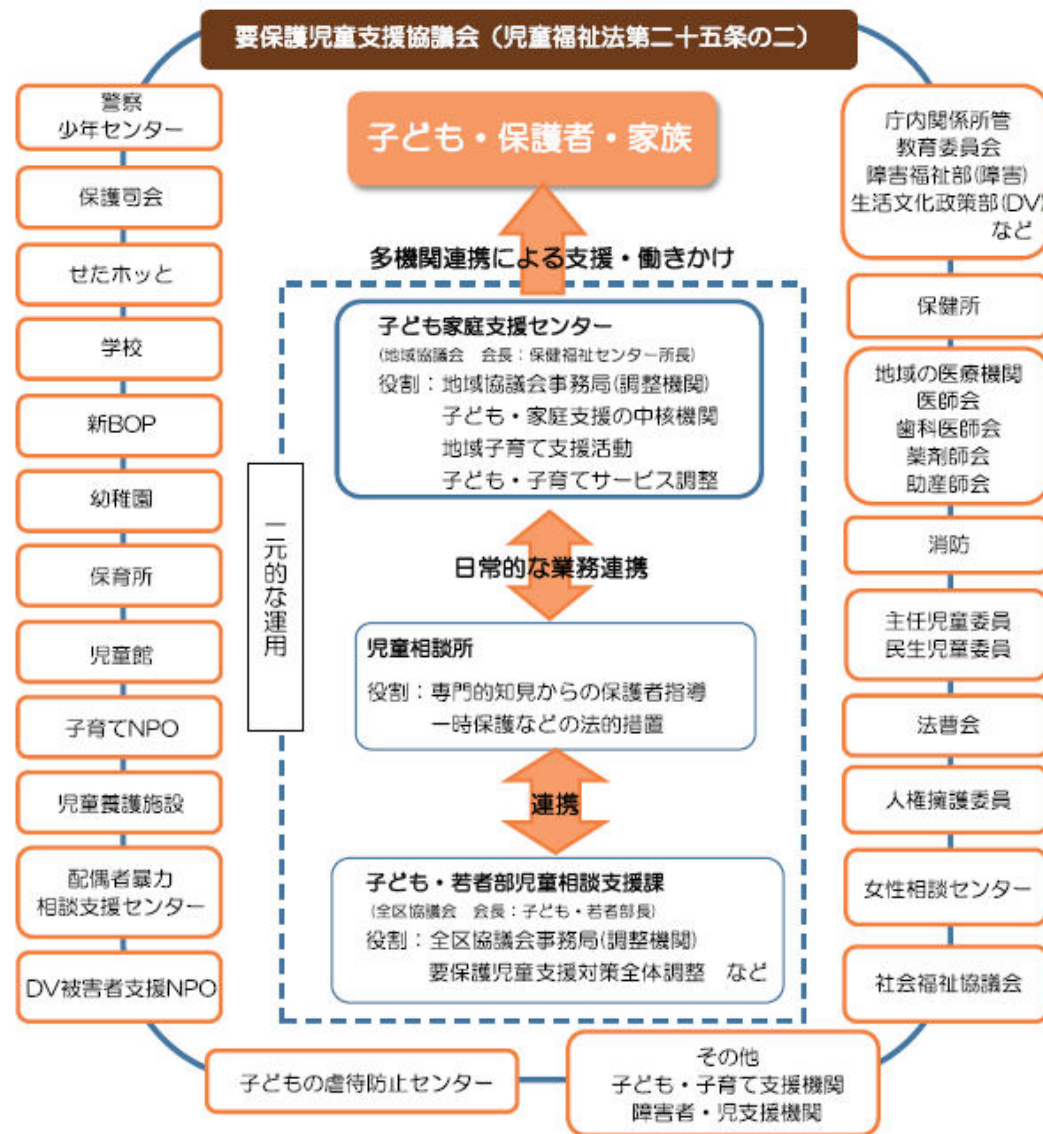
子どもたち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにすることを目的としています。また、子どもたちの自己肯定感を育むとともに、人はそれぞれ感じ方が違うことなど、多様性を認める風土をつくっていくことも重要です。



29

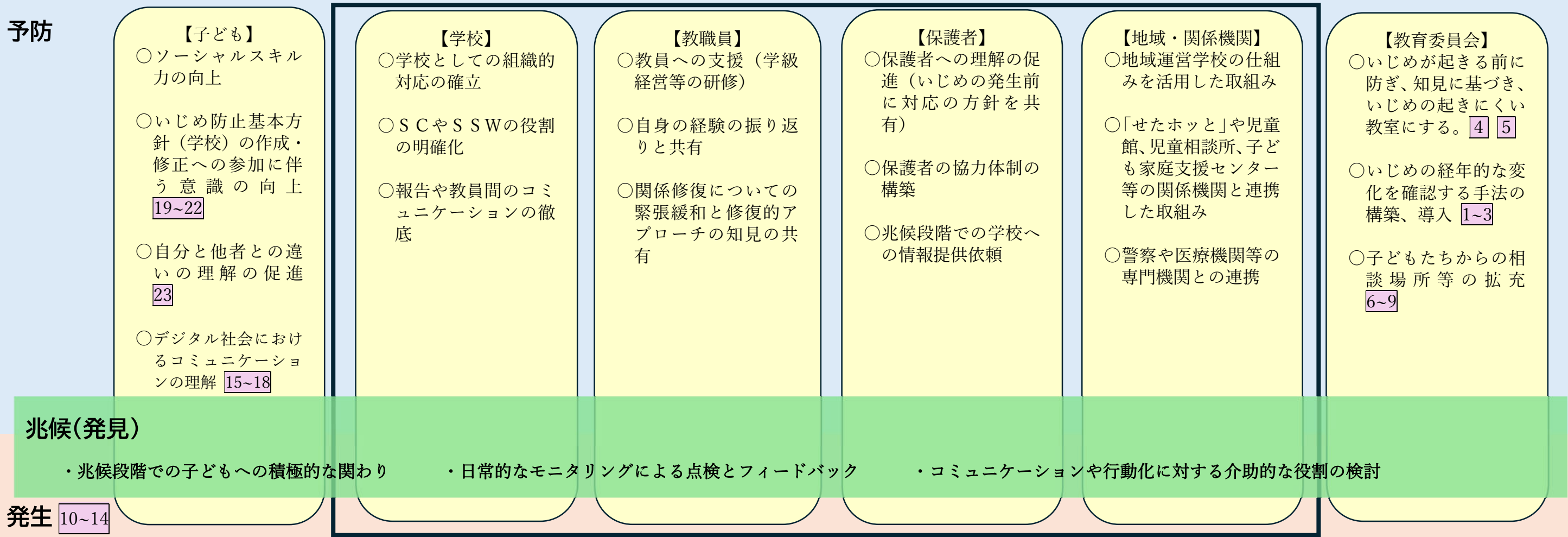
出典:「いじめ 許さない 見逃さない」
 ≪平成30年度 世田谷区教育委員会≫

11 要保護児童支援協議会 ネットワークの図



基本的な考え方

- いじめは子どもの心や体を傷つける行為であり、重大な影響を与える人権侵害である。
- 人としての集団生活の中で、子どもは加害側にも被害側にもなり得るものであり、その意味でいじめはどこにでも起こり得る恐れがある。
- いじめが発生しにくいような学校にし、その予防、かつ重大化を防ぐことに全力で取り組む。特に、兆候段階を逃さず、いじめの発生そのものをなくす方向を目指す。
- いじめが発生した際は、被害を受けた子どもの安心・安全を守ることに最善を尽くす。
- 子どもの傷付いた心のケアを第一とし、子どもたちの関係修復を主眼に置いた取り組みを行い、子どもの苦しみを取り除いていく。
- 全体を通して子どもの最善の利益を尊重し、子どもの意見をよく聴き、子どもを中心とした解決を図る。



【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。《いじめ防止対策推進法第2条》

○財産・精神・身体・生命の危機に及ぶもの

○それ以外

- 単なる事実認定ではなく、子どもの心の苦痛に寄り添ったアプローチ
- いじめを行ってしまった子どもも含めたいじめの背景を汲み取り、児童福祉等との連携の強化及び各種相談先の施策への繋ぎ
- 子どもが置かれている状況を理解し、寄り添いながらの対応策の検討
- 子どもたちの関係を修復し、安全なクラス運営の確保

複雑事案(※)に対するアプローチ

- どちらが悪いという処罰をすることではなく、関係者に課題を伝えて、解決に繋げていく。
- 迅速に動き短期的なアプローチで臨む。
- 第三者機関の介入による解決への推進

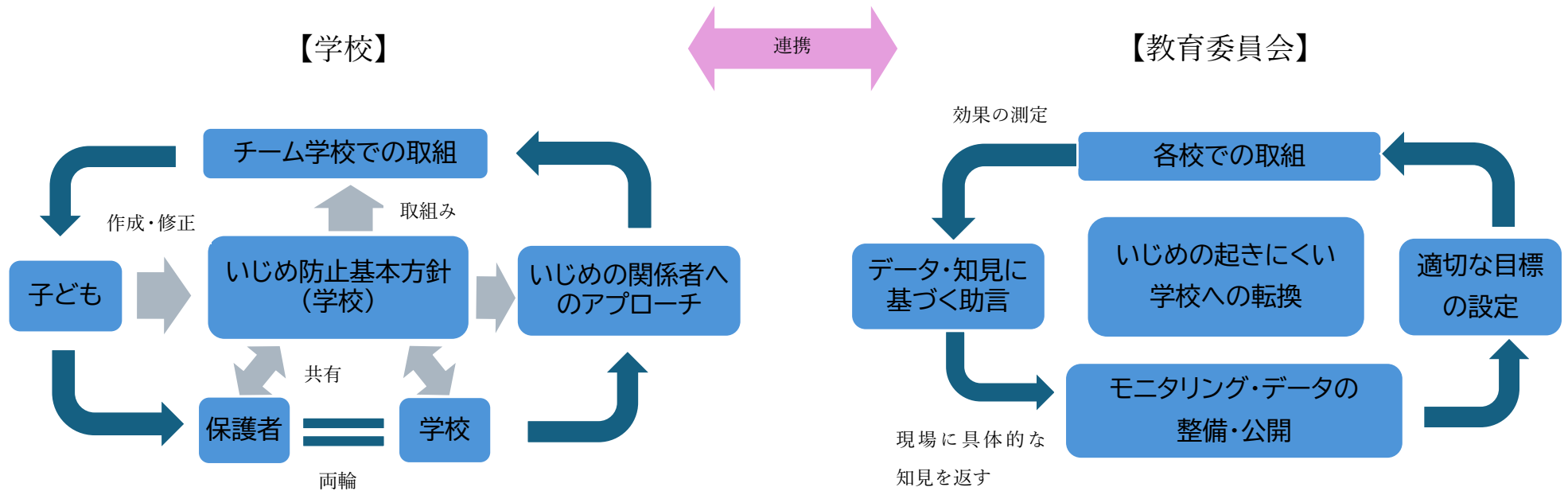
※いじめの背景に、子どもの特性や、加害・被害が入れ替わる状況があるなど、多面的な課題を含む事案

重大事態に対するアプローチ ※P.34参照

- 学校調査、教育委員会調査、第三者委員会調査のメリットデメリットを整理し、子どもの思いに沿った対応ができるようにする。
- 必要がある場合、学習保障を前提とした別室登校等の措置を講ずることを検討する。

※[数字](#)は、資料8「子どもの意見募集アンケート」の質問番号

予防～発生までの動き方の方向性



- 子ども・保護者・地域が関わる予防的な取組の流れ
- いじめ防止基本方針づくり → 共有 → 実践 → 教室づくりの一貫性
- 子どもの意見を第一にする姿勢

- 教育委員会がデータ・知見に基づき学校を支援
- 目標設定と組織行動が実行できる学校への変容
- 学校と教育委員会の連携による、いじめの起きにくい学校・学級経営への移行

《体制案》

平常時の対応

教育委員会が所管

いじめ防止等対策連絡会
(※要綱による設置)
年2回程度開催

【法第14条第1項機関】
・区立小・中学校におけるいじめ防止等のための対策の推進や連携に関する事項
・民生委員・児童委員、青少年委員、世小P、世中P、4警察署、小学校長会、中学校長会、庁内福祉・教育所管等

(仮称) いじめ問題調査委員会

(※条例による設置 附属機関)
月1回程度開催

【法第14条第3項機関】
・いじめ防止等のために教育委員会・学校が実施する施策の審議
・教育、心理、福祉、法律等に関する専門家10名以内
・法第28条調査機関を兼ねる

教育支援チーム

・教育指導課内に設置。
いじめ問題等、幼・小・中で発生する困難ケースへ助言等を行う。
・指導主事、教育支援嘱託員、心理士、SSW、弁護士、医師等

教育委員会にて調査主体を決定

学校主体での調査

教育委員会主体での調査

調査方法について諮問

(仮称) いじめ問題調査委員会

教育支援チーム

調査結果を報告

随時状況を報告

教育委員会による調査の場合

第三者委員会による調査の場合

教育支援チームが調査を担当

調査結果を報告

(仮称) いじめ問題調査委員会

調査結果を報告

教育委員会

調査結果を報告

区長

再調査の必要があると認めた場合は調査を行わせる。

調査結果報告

**(仮称) いじめ問題調査委員会
《部会》**
が調査を担当

※いじめ問題調査委員会の委員もしくは専門調査員が調査を行う
※外部の弁護士、心理士等を専門調査員に任命

いじめ問題再調査委員会
(※条例による設置)

【法第30条機関（附属機関）】
・法第30条第2項に基づき区長が行う調査を実施する。

区長部局が所管

※黄色背景は要綱設置による機関、オレンジ色背景は条例設置による機関を表す

世田谷区議会における主な議論

資料 7

令和 7 年 9 月 文教常任委員会

質問要旨	答弁要旨（答弁者）
既に文科省の通知では、条例に基づき附属機関を設置している都道府県教育委員会は八三％、市町村でも七七・八％と、全国の教育委員会の圧倒的多数は条例設置でこれを進めてきた。二十三区の条例設置状況はどうなっているか。	令和五年末時点で、二十八条の調査、その重大事態調査を規定した条例の中に規定している区は十四区、単独でこの二十八条のいじめ重大事態調査のみ条例設置している区は二区、要綱設置をしている区は二区である。（学校教育部副参事）
いじめ重大事態が年々増えているという認識でいいのか、もし数があれば、年間どれぐらいあるのか。	重大事態の件数については、現在、公表していないが、現在も複数対応している。（学校教育部副参事）

令和 7 年 9 月 決算特別委員会

質問要旨	答弁要旨（答弁者）
世田谷区のいじめの認知件数が全国平均と比べて不自然に低くて、潜在的ないじめがあるのではないかというふうに聞いてきたわけだが、今なかなか数字が発表されていないが、どういう傾向になっているのか。いじめの定義とは。	いじめの認知件数は発表を行っていないが、国と同じく増加傾向である。世田谷区のいじめの認知の割合はこれまで低かった。教育委員会としていじめの定義に沿って、積極的に認知して、初期段階から解決に向けて対応していくよう、令和六年度に集中的に校長会、生活指導主任研修会を通して啓発をしてきた。これにより教育委員会の報告の仕方も改善したことに伴い、令和六年度の件数は大きく伸びている。 いじめの定義について、いじめ防止対策推進法によると、児童等が心身の苦痛を感じているものと示されており、意図せず行った言動や好意的で行った言動をなどであっても、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合である。（学校教育部長）
条例を制定するのであれば、事実認定にとどまらず、次のような視点をぜひ盛り込んでもらいたい。一点目が、いじめが発生したときに区としてどのような考え方を基本とするのか。二点目が、いじめを受けた子どもと、いじめを行った子ども同士の関係をどう修復していくのか。三点目は、保護者がこの問題にどうやって関わっていくのか。四点目が、未然防止の視点をどのように組み込むのか。学校側とうまく協働してもらい、子どもを真ん中に置いた信頼の仕組みとして、実効性のあるいじめ対策につなげてもらいたいが、いかがか。	いじめが増加する中で単なる事実認定にとどまらず、より包括的な視点からの対応が求められているという御指摘は非常に重要な課題であると認識している。 今後、条例案の具体化に当たり、御指摘の視点を踏まえ、子どもたち一人一人が安心して学び育つことができる環境の実現に向けて丁寧に検討を進めていきたい。（学校教育部長）
いじめは、学校の中、外にかかわらず、子どもの日常、そして人生を脅かす大きな問題である。今回、条例制定が行われるタイミングを契機と捉え、策定されたばかりの世田谷区子どもの権利条例、また、せたホッと取組などを踏まえた議論を行い、教育行政の方向性を見据えて取組を進める必要があると考える。最後に、区長の見解を伺う。	いじめ重大事態もかなりの数になっているが、これは事実認定をすることを求めている法律の仕組みなので、せたホッと委員からは、事実認定は非常に難しい、それは必要性があるけれども、物すごく時間がかかる、一方で、子どもたち同士の関係の修復ということがすごく大事だということで、海外の事例で、特に原因とか経過を見極めるの手前で、やっぱり子どもたち自身の、例えば学校に安心して来られるとか、また、暴力を再発させないとか、そういう修復をやっていくべきだという議論があった。 条例制定に当たりまして、この二つの視点を組み合わせ、特に後者のほうがとても重要だと思いますので、今後のいじめ対応について、子ども同士の関係の修復ということも念頭に置いて、せたホッとの実践にも耳を傾けながら、構築をしてまいりたい。（区長）

令和 7 年 1 2 月 文教常任委員会

意見要旨

ホームページに認知件数を公開することの是非に関しては、いじめの認知件数が少ないということは重大ないじめの案件を何件も見逃している可能性もある。このような視点に立つと、認知件数が多いこと、イコール、単純にいじめが多い地域であるといった不正確な認識を与えかねないことから、公開については慎重に考えるべき。 もう一点、数値目標の設定については、あくまでもゼロと考える。
初期段階から認知することが重要であることから、目標設定についてはすぐわないと考える。
地域との関わりは非常に喜ばしい、力強いことだということは私たちも認識をしているが、ただ一方で、学校でいじめをしている子、また、いじめを受けた子それぞれの声を教員の方がしっかりと受け止めながら、いじめをなくすための人間関係の修復、そういったことも子どもたちが機会を得られることが非常に重要ではないかと考えている。 教育委員会として各学校で未然防止、また軽微な段階で早期に認知できる体制の強化、そして早期発見から早期対応につなげる取組をさらに進めていくということ、また、今後その中で数値の公開の在り方も検討するということが教育委員会として考えていくべきである。

いじめの解決の手段として認知件数を公開するなどの方法が有効であるかということは、意見が分かれるところである。	
早期発見、早期対応するために、軽微なものであっても、小さな芽であっても、とにかく認知件数として挙げてほしいという区教委の発信が各学校現場に届いて、現場の先生たちが小さくてもとにかく報告をするんだということを徹底されていることを重々承知をしている。	
この件数を公開すること、その内容やその公開方法も慎重にしなければならないと思うし、また、その数字で減ったとか増えたという指標的な扱いが果たしていじめの実態を表すものになるかどうかということも慎重に見ていかなければいけないと考える。	
いじめをなくすべきだということは当然大いに賛同するところだが、目標は当然ゼロでなければならないし、認知件数というのは実数では全くないので、表に出やすい構造がなくてはきちんとした手だてができない。そういった中で数値目標を定めて、各自治体でそれを比較対象にするみたいなことの競争の圧力になりかねない。慎重に考えなければいけないのではないかなと思う。	
いじめの実態を把握して適切な対策を講じていくという観点からすれば、いじめの認知件数を教育委員会として把握しておくということは当然だと思う。今後またいじめに関する条例制定も視野に入れて議論を進めていくのであれば、我々議会としても実態に即したデータですとか今後の対策などについて十分な報告を受けた上でなければ建設的な議論を行うことはできないので、こうした場では引き続き丁寧、かつ適切な情報提供をしていただきたいというふうに思っている。	
令和8年2月子ども・若者施策推進特別委員会	
質問要旨	答弁要旨（答弁者）
警察と連携していくということは、この今回の条例の策定、あるいは今後の対策の中で行われぬのか。	国の法律「いじめ防止対策推進法」の中で、犯罪行為として取り扱われるような事案については、警察と連携して対応するようにとの法の規定がある。これに基づいて、区立の小中学校の方でも、必要に応じて警察との連携を強化して対応していると聞いている。今回の条例に関して、ご指摘いただいた点をどの程度反映していくかについては、いただいたご意見を踏まえて、今後教育委員会と協議を続けていく。（子ども・若者支援課長）
警察の権力をもってしての指導が絶対的に必要だと思うので、必要だったら連携します程度のことでなく、ここは強力なパイプを作っておかないといけないと強く思うので、その辺の厳しい結びつき、これは教育委員会の覚悟も必要とされると思うが、先ほどの答弁だと、そこまでの認識はないと感じたが、いかがか。	警察が介入する事案については、教育委員会でも連携して対応していくと聞いている。また、今回条例検討の視点としましては、大前提として「いじめは絶対に許さないものである」ということが出発点になるかと思う。ただ、再発防止ということを考えると、加害児童に対しましても指導だけでなく、支援も行うことによって再発を防いでいく、そうでないとその案件は終わってもまた同じことが繰り返してしまうので、いじめは絶対許さないという前提に立ちながら、加害児童の支援にも取り組んでいくというのが現時点で考えていることである。（子ども・若者支援課長）
子ども・若者部としては、子どもから大人に対するいじめ、ハラスメントに対してどう考えるのか、また、このような視点は今回の条例改正において入る余地があるのかお聞きしたい。	子どもから教職員に対するいじめ、ハラスメントに関しては、どこまで想定できているかと言うと、これからの検討になるのかなと考えている。 子ども・若者部としては、子どもの権利条例に基づいて、検討を進めて行くこととしている。子どもの権利条例の中では、大人にも子どものも権利があって、それを相互尊重していくというのが大前提である。（子ども・若者支援課長）
重大事態が発生した場合において、SNSに対する迅速さが求められていると思うが、その辺はいかがか。	ネットリテラシーということも学校の方で対応しているかと思う。今、迅速さということをご指摘いただいたが、その点につきましては、論点をまとめている段階である。おっしゃる通り保護者の方から炎上したりということも起きているので、迅速に対応できるような対策を、今後、教育委員会と考えていきたいと思っている。（子ども・若者支援課長）
重大事態が発生したときの傍観者への対応についてお伺いしたい。	当然、教室内でそのような事が起これば、自分が被害に遭うのではないかと負の影響があるのではないかなと思う。加害者、被害者だけでなく、周りいる児童、生徒に対しても合わせて検討していく。（子ども・若者支援課長）

令和8年2月第1回定例会

質問要旨	答弁要旨（答弁者）
いじめ防止に関して、修復的手法（司法）の検討が必要と考えるが、見解を伺う。	議員ご指摘の「修復的司法」は、もともとは刑事司法分野の考え方であり、被害者と加害者、影響を受けた周囲の人々など、当事者が主体的に話し合うことで、課題の解決を共に模索する取組みであると認識している。 世田谷区のいじめの実態としては、子どもが感情を制御できず、突発的に行為に及んでしまうケースも少なからずあり、発達段階やコミュニケーション不足から生じる日常的な行為が発端となるなど、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得ると認識している。そのため、心に傷を負った子どもへのケアを第一としつつ、いじめの事実認定と加害側への指導だけでなく、子どもたちの気持ちの十分な聴き取りが重要と考えている。（学校教育部長）
いじめを行った児童生徒に対し、別室登校や出席停止の制度を適切に運用し、いじめを受けた子どもが安心して学べる環境を確保することが必要な場合もあると思うが、教育委員会としての基本的な考えを伺う。	教育委員会として、いじめへの対応に当たっては、子どもの心の傷のケア及び修復に向けて最大限寄り添い、引き続き、その子どもが学校という場で楽しく、そして安全に生活していけることが、最も重要であると考えている。 子どもたちの状況や「どうしたいか」という声を第一に考え、子どもの思いに沿った対応を取っていくことが必要であり、その中で、いじめの内容や、いじめを受けた子どもの状況等を鑑み、関係する子どもとの距離感や精神的な状況により、学校生活を送る上で最適な手法を教育委員会と学校とで連携して実施し、強い意志のもと進めていくことが必要であると考えている。（学校教育部長）
いじめを行った児童生徒に対し、別室登校や出席停止の制度の適切な運用について、今後、具体的にどのように対応するのか、区の見解を伺う。	別室登校は、いじめを受けた児童生徒が安心して学べる環境を確保するためにいじめ防止対策推進法で認められた措置であり、加害児童生徒本人や保護者の協力のもと、最終的に双方が通常の教室で学べるようにすることを見据えて対応している。 また、出席停止は、本人への懲戒ではなく学校の秩序維持と他の児童生徒の権利保障のための制度であり、区教育委員会では令和5年度にその手続における必要事項を定めて学校へ周知し、運用体制を整えている。 教育委員会としても、今後、当該いじめ行為の重大性を総合的に踏まえて、各制度や措置を適切に運用できるよう、条例の制定に向けた議論の中で慎重に検討を進めていく。（学校教育部長）

令和8年2月文教常任委員会

質問要旨	答弁要旨（答弁者）
いじめの場面では傍観者が重要な役割を果たすと言われていたが、本方針では傍観者という概念が明示されていない。この点について、どのように位置付けているのか。	傍観者の視点は重要であると認識しており、区が作成した教材を用いた授業の中にもその視点は含まれている。ただし、現在の取組が実効性の面で十分であるかについては精査が必要であり、改善の要否も含めて今後検討委員会で検討していく考えである。（学校教育副参事）
学級内の何気ない指導や言動が、いじめの背景や助長につながることがある。こうした具体場面まで含めて、学級経営の指導や研修はどこまで扱うのか。	教員の言動がいじめの契機となる可能性を認識しており、学級経営を含めた広い視点での研修のあり方を、検討委員会で協議していく。（学校教育副参事）
世田谷区では小6・中1の認知件数が都平均より高いという特徴が見られる。この実態を踏まえ、区独自の予防や兆候把握にどう反映しているのか知りたい。	世田谷区の実態を踏まえ、どのような行動や状況を兆候と捉えるかを改めて整理し、教職員が早期に対応できるよう、検討委員会で議論を深めていく。（学校教育副参事）
現行の予防・兆候の記述では、世田谷区の実態（小6・中1に特徴がある等）を十分に反映できていないのではないか。区の特徴に基づき、予防・兆候の内容を追加・修正してほしい。	委員会での議論を経て記述は変わり得るものであり、区の特徴（特に中1の実態）も踏まえ、中学校現場の意見も取り入れながら、必要な視点を反映していく。（学校教育副参事）
子どもの意見聴取について、対象となる子ども像（被害・加害など）や人数、また実施方法をどのように想定しているのかを確認したい。	全区立小中学生約5万人を対象に、6月のいじめ防止月間にタブレットを用いた約20問のアンケート調査を実施する予定である。（学校教育副参事）

アンケートだけでは十分ではなく、子どもの実際の声を直接聞く機会も必要である。定性的な意見聴取を継続的に行う考えはあるか。	子どもの意見聴取の方法については、定性的な声の扱いも含め、検討委員会で内容と方法を検討していく。（学校教育副参事）
複雑化するSNS上のいじめへの予防・兆候把握の視点が示されていないが、どのような対応を考えているのか。	SNS いじめは重要課題と認識しており、情報モラル教育の効果を検証しつつ、発達段階に応じた体系的な指導の検討を進める。（学校教育副参事）
「教室」と「学校」の表現に意味の違いがあるのか確認したい。教室レベル・学校レベルそれぞれで、実態や経年的変化の知見を踏まえた具体的な支援と改善につなげてほしい。	「教室」と「学校」には意味を持たせて取り組む。教育委員会は全国の知見を集めて学校に提供し、学校が改善を進めることで、結果としていじめの起きにくい教室が実現するよう支援していく。（学校教育部長）
令和8年2月子ども・若者施策推進特別委員会	
質問要旨	答弁要旨（答弁者）
他自治体との比較で、子ども1,000人あたりや10,000人あたりの認知件数の件数はデータとして公表されているのか。	基本的には公表を前提としていない資料ということで、自治体間での情報共有はあるかと思うが、各自治体は積極的には公表していないと聞いている。（子ども・若者支援課長）
学年別認知件数について、世田谷区の特徴をどのように捉えてアプローチし、取り組みをしようとしているのか。	小学1年生が低いことについては教員側も含めて認知が進んでいないのではないかと、中学校1年生や小学校6年生が高いことについては、世田谷区は中学受験の割合が他の区に比べると高いため、受験に伴うストレスが何らかの影響しているのではないかと捉えていると聞いている。（子ども・若者支援課長）
保育園や幼稚園から小学校に上がる時の福祉と教育の連携、集団生活に慣れない子どもの受け入れ態勢が小学校でできているのか、中学受験の影響などについて、数値の差を区としても分析して取り組みに活かしてほしい。《要望》	
認知の基準について、具体的に何をどのように認知することにしたのか教育委員会から聞いているか。	細かい把握のポイントなどを含めて様式を各学校に提供したことで、認知件数が伸びたと聞いている。（子ども・若者支援課長）
今までの学校現場は、いじめとカウントすべきところを悪ふざけで済ませていたなど、結果的に世田谷区は甘く捉えていたことになるのか。	被害を受けた方が苦痛を感じている状態がいじめであるという法律上の定義があり、比較的広い定義であるため、この辺りの差が原因で、改めて調査をすることで件数が伸びたと聞いている。（子ども・若者支援課長）
条例検討委員会の委員について、それぞれの分野で見識のある方々だけでなく、日頃から世田谷区の子どもと接点のある方々に積極的に話を聞いて、情報として分析していくことが必要ではないか。	現在の委員構成7名のうち、4名は現在、区のおいじめ重大事態の調査委員会に関わっている方で、区の実態は把握されている。他の方も、基本的には学校現場のことをよく分かっている方だと認識している。実際に現場に関わっている学校関係者や福祉の職員などもどの程度、条例検討委員会に関与できるかについては、教育委員会と協議していきたい。（子ども・若者支援課長）
いじめを起こさない根本的な環境改善として、クラス替えの回数を増やす、死角を減らすためにカメラを付ける、もっと明るい空間にするなどのアプローチで改善できることはないのか。 何か方針を立てたとか計画を策定したということではなく、何が変わったかということが見られる内容にしてほしい。《要望》	検討委員会の中で議題として検討していくことになろうかと思う。適切な目標設定ということで、取り組みに対する成果の有無についても客観的に把握できるよう効果測定をしていながら対策を検討していくことになろうかと思う。（子ども・若者支援課長）
いじめが発生した後の対応はもちろん大事だが、いじめが発生しないような予防をしっかり取り組んでいただきたい、その観点はどうなっているか。	予防ということで各主体ごとの視点を掲出しているが、どうしても予防しきれない中で、兆候段階でいかに防いでいくかが今回ポイントかと思っており、検討委員会の中でも詳しく議論することになろうかと思っている。（子ども・若者支援課長）
兆候の少し前の段階で、人権、道德教育の取り組みについて触れられていない。	現在、いじめ防止教育ということで道德の時間などを使っていじめ防止の授業をしていると聞いている。いただいたご指摘も大切な視点であるため、それを含めて予防の中に組み込むような形で検討できるよう教育委員会に伝える。（子ども・若者支援課長）

予防の【教育委員会】の項目に「子どもたちからの相談場所等の拡充」とある。学校、教室にいる他の子どもがいじめの兆候、見聞きしたことを先生なり教育委員会に報告して未然に防ぐ観点も必要かと思うが、この相談場所の拡充に含まれているか。	こちらの相談場所の拡充については、例えば地域の児童福祉の関係機関が子どもからの相談の受け皿になれる仕組み作りの検討という趣旨で記載した。見聞きした段階で防ぐということは兆候段階で防ぐことに資するもので、そのような観点を踏まえて検討を進めるよう教育委員会と協議していく。（子ども・若者支援課長）
学校にいる自分の友達がいじめの場面にあつていればちゃんと守ってあげる、そのように声を発して守る方法についても教育の場で取り組んでいただきたい。《要望》	
国のいじめの法律で対象としているのは児童生徒かもしれないが、小学校1年生の段階でこれだけあるため、未就学児に対する予防についても考える必要があるのではないか。	今回の条例自体は、国の法律も背景にあるため、小中学校を対象に策定していくものであると理解している。幼稚園、保育園で起こっていることが、どこまで小中学生のいじめと同列に見れるのかということはある。保育園や幼稚園でも丁寧に対応し、子どもの権利の教育も進めているため、そういうところを文化して作っていくというところの取り組みを進めていく必要があるかと思っている。（子ども・若者支援課長）
国の法律が小学生以上を対象にしているからといって、区が未就学児を扱わなくていい理由にはならない。小学校1年生になっていきなりいじめが発生するわけではないと思うので、未就学児の段階でうまく対人関係を作っていくことについても、検討委員会の中でぜひ議論していただきたい。《要望》	
自分と他者の責任の線引きのようなところを明確化する概念として「バウンダリー」がある。この理解が十分でない、NOが言えなかったり、相手にバウンダリーを侵害する支配的な行動をとることになってしまう。今後の条例検討のプロセスの中でも、この概念を重要なものとしてぜひしっかりと位置付けてほしい。	視点の予防【子ども】のところに「自分と他者の違いの理解の促進」を入れさせていただいており、自分と他者を区別する境界線というようなことかと思う。そういったことを視点に盛り込んで検討していくよう教育委員会とも協議しながら進めていきたい。（子ども・若者支援課長）
バウンダリーとは、自分の行動、感情、態度に対して責任を持つこと。子どものうちから大人も含めてそれを理解していくことがとても重要であるため、教育委員会と子若部でぜひ拡充していくよう検討いただきたい。《要望》	
この条例に関しては文教所管の方が主体であることは分かっているが、子どもの権利条例を持っている所管として「子ども」にもうんと出しゃばってほしい。子どもの意見表明というところで、傍観者である子どもが見ているのが苦しいけど言う場がなく不登校になってしまった、加害者も被害者も傍観者も入れ替わることもあり、子若部として具体的にどのようなところで教育委員会に意見を言っているのか。	基本的な考え方の部分の6番目で、「子どもの最善の利益を尊重し、子どもの意見をよく聴く、子どもを中心とした解決を図る」というところは、こちらの方から要望し入れていただいた。傍観者の視点については、おそらく教員よりも早く児童生徒の方がいじめの実態に気付くと思うので、傍観者の方が声を上げて兆候段階からいじめを防ぐようにしていくことを教育委員会ともしっかりと議論して進めていきたい。（子ども・若者支援課長）
いじめの原因として中学受験や心が不安になること、道徳教育の件を考えると、自分と向き合うことが大切だと思う。しっかり自分と向き合うことによって見て見ぬふりをしないなどもう少し提言していただきたい。	予防【子ども】の欄に、各学校で策定しているいじめ防止基本方針を、子どもと学校と教員と一緒に作っていくことを観点としてあげている。自分たち一人ひとりが当事者になっていじめに関わっていくことがいじめ防止に非常に大きな手立てになるかと思っている。いただいた指摘も含めて、子どもの参画をより進めた予防の対策ができるように進めていきたい。（子ども・若者支援課長）

1 目的

児童・生徒の実態や意識等を踏まえた条例とするため、児童・生徒から意見を聴く。

2 対象

世田谷区立小・中学校児童・生徒

3 調査方法及び実施時期

- (1) 各学級における話し合い（令和 8 年（2026 年） 4 月～6 月の間、各学校の任意の日程で実施）
教育委員会が指定した学年の各学級における学級活動の時間に、「児童生徒間のトラブルが起きたときどうするか」を議題に話し合いを実施し、1 学級分の話し合いの結果（小・中合わせて 9 1 校）の提出を求める。
- (2) アンケート調査（令和 8 年（2026 年） 6 月及び 9 月）
①「子ども意見アンケート募集動画」により趣旨を伝え、学校名・学年の回答を求め、オンラインフォームを活用して全校で実施する。
②全児童・生徒を対象とする。
③回答したくないものについてはしなくてよいものとする。
④質問は、小学校 1 年生～3 年生、小学校 4 年生～中学校 3 年生までの 2 つのグループに分けて実施。
⑤タブレット端末の習熟状況等に配慮し、小 1 のみ 9 月に実施する。

4 質問

いじめの被害状況の実態について	
1	新学期になって学校の友だちのだれかから、いじめられた（いやなことをされたなあと感じた） ことはありますか。 ※単一回答 ☐ ある ☐ ない
2	（あると答えた場合のみ） 1 で答えた内容はどのくらいの回数でありますか。 ※単一回答 ☐ 1 週間に何度も ☐ 1 週間に 1 回ぐらい ☐ 1 か月に 2 ～ 3 回ぐらい ☐ 新学期になってから 1 ～ 2 回ぐらい
3	昨年と比べて、いじめ（いやなことをされたなあと感じた）は増えていると感じますか、減ったと感じますか、それとも変わりませんか。※単一回答 ☐ 増えた ☐ 減った ☐ 変わらない
4	いじめをうけた（いやなことをされたなあと感じた）時間帯または見た時間帯は、いつ頃ですか。※複数回答可 ☐ 朝（授業前） ☐ 授業中 ☐ 休み時間 ☐ 放課後 ☐ その他（ ）
5	いじめをうけた（いやなことをされたなあと感じた）場所または見た場所はどこですか。※複数回答可 学校内 ☐ 教室 ☐ 廊下・階段 ☐ 校庭 ☐ その他（ ） 学校外 ☐ 家 ☐ 公園 ☐ 児童館 ☐ その他（ ）
6	いじめが起きた（いやなことをされたなあと感じた）際、どこに相談しますか。 ※複数回答可 ☐ 担任の先生 ☐ 担任以外の先生 ☐ 友達 ☐ 家の大人 ☐ きょうだい ☐ BOP の先生 ☐ 子ども SOS ☐ LINE 相談 ☐ せたホッと ☐ 児童相談所 ☐ 青少年交流センター ☐ 児童館 ☐ あいりす・たからばこ ☐ プレーパーク ☐ メルクマールせたがや（中高） ☐ 無料学習支援（中高） ☐ こころスペース ☐ みつけばハウス ☐ 教育相談 ☐ 相談先がない
7	6 を選んだ理由は、何ですか。 ※複数回答可 ☐ 身近（話しやすい） ☐ やさしく聞いてくれる ☐ 信頼できる ☐ すぐに対応してくれる ☐ 夜でも対応してくれる ☐ 自宅から近い ☐ 無料で相談できる ☐ メールや SNS で相談できる ☐ 医学的な助言をくれる ☐ 心理学の専門家がいる ☐ 精神科医がいる ☐ 自宅に来てくれる ☐ 同じ悩みを持つ人と出会える ☐ 匿名で相談できる ☐ その他（ ）

8	6 以外にさらにどんな相談先があったら相談しますか。※記述式 ()
9	6 で回答した人や場所に何をしてほしいですか。※複数回答可 ☐ 自分の話を聴いてほしい ☐ 相手の気持ちや考えを聴くときにそばにいてほしい ☐ 自分の代わりに相手の気持ちや考えを聴いてほしい ☐ 嫌な思いをしたときのことを自分が相手に伝える応援をしてほしい ☐ 自分が嫌な思いをしたときのことを相手が分かるように整理して伝えてほしい ☐ 自分が嫌な思いをしたことを相手に伝えてほしい ☐ 嫌な言葉や行動がなくなることを自分が相手に伝える応援をしてほしい ☐ 相手からの嫌な言葉や行動がなくなるように相手に伝えてほしい ☐ 自分が相手と仲直りをするときにそばにいてほしい ☐ 仲直りしたい気持ちを相手に伝えてほしい ☐ 悪いことを認めて謝るように相手に伝えてほしい
1 0	いじめられた（いやなことをされたなあと感じた）とき、最終的に何を望みますか。 ※単一回答 ☐ 嫌だったという気持ちを分かってほしい ☐ 謝ってほしい ☐ 嫌な言葉や行動をなくしてほしい ☐ 仲直りできて、その後また関係を続けたい ☐ もう話したくない（距離を置きたい） ☐ 先生にしかってほしい
1 1	1 0 のことを実現するために、自分にできることはありますか。※記述式 ()
1 2	1 0 のことを実現する時に、あなたが一番困ることは何ですか。※記述式 ()
1 3	新学期になって学校の友だちが、いじめられているのを見たり、聞いたりしたことがありますか。 ※単一回答 ☐ ある ☐ ない
1 4	他の子が、いじめられているのを見たり知ったりしたときに自分ができることはありますか。 ※記述式 ()
ネットでのいじめについて	
1 5	自分の携帯電話やスマートフォンを何年生から持っていますか。 ※単一回答 ☐ 小学校 1 年生 ☐ 小学校 2 年生 ☐ 小学校 3 年生 ☐ 小学校 4 年生 ☐ 小学校 5 年生 ☐ 小学校 6 年生 ☐ 中学校 1 年生 ☐ 中学校 2 年生 ☐ 中学校 3 年生 ☐ 持っていない
1 6	（持っていない人は）何年生から持ちたいですか。※単一回答 ☐ 小学校 1 年生 ☐ 小学校 2 年生 ☐ 小学校 3 年生 ☐ 小学校 4 年生 ☐ 小学校 5 年生 ☐ 小学校 6 年生 ☐ 中学校 1 年生 ☐ 中学校 2 年生 ☐ 中学校 3 年生 ☐ 高校生
1 7	インターネットや SNS でいじめられた（いやなことをされたなあと感じた）ことはありますか。※複数回答可 ☐ 悪口を書かれた ☐ 自分の写真を投稿された ☐ ブロックされた ☐ 自分だけ連絡がなかった ☐ 個人情報を書かれた ☐ グループから退会させられた ☐ 知らない間に別のグループができていた ☐ 既読スルーをされた ☐ 自分になりすましてメッセージや写真を投稿された ☐ その他 () ☐ とくに嫌なことはない
1 8	インターネットや SNS で嫌な思いをしないためにどんなルールがあればいいと思いますか。※記述式 ()
ルールづくり	
1 9	学校には「学校いじめ防止基本方針（いじめに関してどうしていくかというルール）」があることを知っていますか。 ※単一回答 ☐ はい ☐ いいえ
2 0	いじめに関してどうしていくかルールを作るときに、あなたは参加しようと思いますか。 ※単一回答 ☐ はい ☐ いいえ
2 1	みんなでルールをつくるとき、あなたが、できることはありますか。 ※記述式 ()

2 2	いじめに関するルールに何があるといいと思いますか。 ※記述式 ()
全般について	
2 3	いじめについて、あなたは どう 思いますか。 ※複数回答可 ☐ 絶対あってはならない ☐ みんなと一緒にいる以上、どこかでは起きる ☐ みんなと一緒に解決していきたい ☐ 絶対相手を許さない ☐ この機会に、相手をもっと知るようにしたい

(仮称) いじめ防止等対策推進条例 (素案) シンポジウム (案)

1 目的

「(仮称)いじめ防止等対策推進条例」の策定に向け、条例(素案)を説明するとともに、子どもたちからの意見を紹介し、区民の意見を直接的に聞くため、シンポジウムを開催する。

2 開催概要

(1) 開催予定日時

令和8年9月26日(土) 14時～16時30分

※ 区民意見募集(想定: 9月15日～10月8日)

(2) 会場

せたがやイーグレットホール 集会室A・B(定員: 157名)

(3) シンポジウムの名称

(仮称)「子ども中心のいじめ解決に向けて」

(4) 開催方式

対面(先着100名)及び動画配信(ウェビナー)

開催後、一定期間、当日の様子を収録した動画を配信する。

(5) 周知方法

区のおしらせ(8月1日号)、ホームページ、すぐえる等

(6) 申込方式

電子申請(LOGOフォーム)、ファクシミリ、せたがやコール

(7) 留意事項

手話通訳、文字通訳(日・英)を実施。

3 実施内容

(1) タイムスケジュール(2時間30分)

時刻	所要時間	内容
14:00	5分	教育長挨拶、事務連絡
14:05	30分	基調講演
14:35	10分	条例素案・子どもの意見募集結果について
14:45	10分	休憩
14:55	85分	パネルディスカッション「子ども中心のいじめ解決に向けて」(会場からの質問含む)
16:20	10分	区長挨拶、事務連絡、アンケート回収

(2) 内容

①基調講演 「(未定)」

②パネルディスカッション「(仮称) 子ども中心のいじめ解決に向けて」